

徳島トヨタ自動車株式会社(公取協会員)に対し、 公正取引委員会が下請法違反で「勧告」 — 下請事業者に対し、修理車両等の運搬を無償でさせる —

公正取引委員会は、2026年3月26日付で、徳島トヨタ自動車株式会社(公取協会員)が、自動車の修理業務等を委託している中小受託事業者(以下「下請事業者」という。)に対し、修理を委託した自動車や自動車用部品の運搬を無償でさせることで、下請事業者の利益を不当に害していたとし、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)の規定に違反する事実が認められたことから、同社に対し勧告を行いました(※)。

※下請法は、2026年1月1日から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(以下「取適法」という。)に改正されましたが、本件は、改正法施行前になされたものであることから、下請法の適用を受けています。

<勧告の相手方>

名 称	徳島トヨタ自動車株式会社	代 表 者	代表取締役 高瀬 謙一
所 在 地	徳島市中前川町五丁目1番地1	資 本 金	4860万円

<違反事実と勧告の概要等>

(1)違反事実

- ①遅くとも令和6年7月から令和7年9月までの間、下請事業者に対し、自動車の引取り又は引渡しに係る運送を自己のために無償で2,728回行わせていた(下請事業者6名)。
- ②遅くとも令和6年7月から令和7年9月までの間、上記①のうち5名に対し、自動車に用いる部品の引取りに係る運送を自己のために無償で540回行わせていた。

(2)勧告の概要

- ①上記(1)①の下請事業者6名に対し、自動車を運送させたことによる費用に相当する額を支払うこと。
- ②上記(1)②の下請事業者5名に対し、自動車に用いる部品を運送させたことによる費用に相当する額を支払うこと。

○「勧告」の詳細については、以下の公正取引委員会ホームページをご覧ください。

徳島トヨタ自動車株式会社(2026年3月26日付)

https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260326_tokushimatoyotajidousya.html

◆会員各社におかれましては、車体整備事業者との取引について、取適法(旧下請法)に違反する又は違反するおそれのある行為がないか点検し、必要に応じて取引内容の見直しを図るなど、取適法に違反することのないよう努められますよう、お願いいたします。

- 当協議会は、会員における取適法(旧下請法)違反行為の未然防止及び同法の遵守徹底を図るため、最近の違反事例や公正取引委員会等の実施した集中調査※において指摘された「ディーラーの違反事例」及び「取適法改正のポイント」等を取り入れ、新たに作成した「取適法に関するマニュアルに基づく研修会」(eラーニング及び集合形式)を、本年5月中旬以降に開催する予定です。
- 開催日程等の詳細につきましては、改めてご案内させていただきますので、会員各社におかれましては、取適法遵守のための一助として、ご活用ください。

※集中調査の結果の詳細については、以下の公正取引委員会ホームページをご覧ください。
(2025年12月22日付)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251222_dealer_honbun.pdf

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 業務本部 四輪車業務部まで
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112